

第9回農業委員会総会議事録

1. 開催日及び場所

- (1) 開催期日 令和6年8月22日(月)
- (2) 開会時刻 9時00分
- (3) 閉会時刻 10時00分
- (4) 開催場所 津和野町役場本庁舎 第1会議室

2. 出席状況

(1) 出席委員

○農業委員

- | | | |
|------------|------------|-------------|
| 1番委員 吉田 茂 | 2番委員 森元 健一 | 3番委員 永田 京子 |
| 5番委員 有田 和将 | 6番委員 岩本 学 | 7番委員 齋藤 泰彦 |
| 8番委員 前田 生敏 | 9番委員 青木 暢大 | 10番委員 田中 聖司 |
| 11番委員 林 靖登 | | |

○農地利用最適化推進委員

- | | | |
|---------------|--------------|---------------|
| 1-2番委員 藤井 隆一 | 1-3番委員 石橋 康邦 | 1-6番委員 橋本 六雄 |
| 1-7番委員 木村 大輔 | 1-8番委員 増成 孔也 | 1-9番委員 齋藤 ミサ子 |
| 1-10番委員 山田 喜治 | | |

(2) 遅刻委員

(3) 欠席委員氏名

- | | | |
|---------------|--------------|-------------|
| 4番委員 三家本雅夫 | 1-1番委員 村上 厳雄 | 1-4番委員 橘 明子 |
| 1-10番委員 山田 喜治 | | |

(4) その他出席者

(議事に参与した者の職氏名)

- | | |
|-----------|-------|
| 農業委員会事務局長 | 欠席 |
| 農業委員会事務局 | 村上 宏志 |
| しまね農業振興公社 | 江上 俊二 |

3. 提出議案内容

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について
申請番号 6-222号、6-223号、6-224号、6-225号

議案第2号 非農地証明願の承認について
申請番号 6-229号

報告第1号 農地法施行規則 29条第1項第1号の規定に基づく届出に
受付番号 6-215号、6-216号、6-217号、6-218号

4. 議事進行及び顚末

事務局	皆さんおはようございます。只今から第9回津和野町農業委員会総会を開催させていただきます。本日、山下事務局長につきましては、週末に予定されていた文京区の子供キャンプの関係で、キャンプ予定地である枕瀬キャンプ場に一昨日熊が出没したことから、急遽、文京区と対策会議を行うことになりましたので欠席となります。司会進行については事務局村上で進めさせていただきます。それでは会長の挨拶をお願いします。
会長	改めておはようございます。雨も降らず暑い日が続いておりますが、熱中症には気を付けていただけたらと思います。早いところでは8月10日頃に中西の方でしたか稲刈りを始めておりました。津和野でも昨日から稲刈りを始めているところがあるそうです。これから秋作業が本格的に始まりますので健康には十分留意して頑張ってくださいと思います。以上です。
事務局	総会成立宣言ですが、本日は、三家本農業委員さん橘推進委員さん村上推進委員さん御手洗推進委員さんより欠席の報告を受けています。農業委員さんについては11名10名が参加されており、農業委員の過半数を超えています。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条3項の規定により本総会が成立していますことを報告いたします。それではこれ以降は会長の議事進行をお願いします。
会長	それでは、議事録署名者を指名します。7番齋藤委員さん、8番前田委員さんよろしくをお願いします。
	議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について
会長	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号6-222号を審議に入ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第1号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号6-222号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当の田中委員さんをお願いします。
田中農業委員	8月18日に譲受人の●●●●さんと現地の確認を行いました。譲渡人の●●●●さんは商人の●●●●さんのお子さんで益田の方に住んでおられます。以前から田んぼについては他の方が管理をされていましたがなかなか難しくなりました。隣の農地の所有者が●●さんでしたので、譲渡について協議をおこなったところこの度の話となりました。隣の農地が●●さんの田んぼですので十分に管理がしていけるといいますし、集落の農業関係のルールにも従って取り扱いはしていくということでもあります。家の農

	機具等の状況ですけど、以前から田んぼもやっておりますし、施設園芸で野菜も作っておられます。十分農機具も持っておられます。そういったことで、問題は無いかと思います。以上です。 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。 質疑ありませんか。 無し それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-222 号について承認される方は挙手をお願いします。 全員挙手 全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-222 号は原案通り承認されました。 続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-223 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。 それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-223 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・ 三家本委員さんについては本日欠席となっておりますが、事前に報告書の提出を受けていますので代読して報告とさせていただきます。「8 月 13 日の午後、暑い中ですが申請人の●●さんと現地を確認しました。対象地は私の家の近くにあり、出勤時にほぼ毎日確認をしています。筆数は 2 筆ですが圃場整備により 1 枚の細長い田になっています。昨年までは●●さんが利用権設定により耕作をしていましたが、水持ちが悪いため更新をしませんでした。そうしたことから、所有者の●●さんから自分では管理できないので、譲渡の話をしたところ●●さんも了承して申請に至ったそうです。対象地につきましては●●さんの田の隣であって、水利権もあり、猪用のメッシュも共用されています。ですので、権利を移転しても周辺農地への影響はありません。申請許可の後、水持ちが悪いので畑作を考えているそうです。今回の申請は農地を守る良い申請だと思います。審議の程よろしくをお願いします。」以上、三家本委員さんからの報告になります。 ありがとうございます。それでは質疑を受けます。 質疑ありませんか。 無し それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-223 号について承認される方は挙手をお願いします。 全員挙手 全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-223 号は原案通り承認されました。
会長	
会長	
委員	
会長	
委員	
会長	
事務局	
会長	
会長	
委員	
会長	
委員	
会長	

会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-224 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-224 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地委員の森元委員さんをお願いします。
森元農業委員	それでは現地確認の報告をさせていただきます。8 月 18 日午前 9 時半に譲受人の●●さんと現地を確認しました。現地は先程事務局からの説明にもありましたが、9 号線沿いの喫茶店たじまから津和野川方面に曲がり、橋を渡った右側にあります。資料の中に申請地の見取り図と写真がありましたが、41 番、42 番、43 番が田んぼで残りの筆が畑となっており農作業小屋もあります。申請地は●●さんが親戚関係にある●●さんから依頼を受けて約 20 年位耕作をしてきています。譲渡人である●●さんは後継者もおらず本人も高齢であるため●●さんに譲り渡したいということです。譲受人の●●さんは後継者もおるので譲り受けて耕作を続けていきたいということでした。周辺地域との調整ですけど、これまでも耕作を続けてきており地域の水利調整等にも参加しながら取り決めも遵守しているので問題は無いかと思います。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは質疑を受けます。
会長	質疑ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-224 号について承認される方は挙手をお願いします。
委員	全員挙手
会長	全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-224 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-225 号の審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認について」申請番号 6-225 号について説明いたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長	現地確認の報告を担当地区委員の青木委員さんをお願いします。
青木農業委員	大変申し訳ございません、調整がつかず一緒での確認は行えなかったんですが、先ほどご説明ありましたが、●●君については若く、地域内でも活動をしていますので大丈夫だと思います。
会長	ありがとうございました。それでは質疑を受けます。
会長	質疑ありませんか。

委員 会長	無し それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-225 号について承認される方は 挙手をお願いします。
委員 会長	全員挙手 全員挙手です。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請の承認 について」申請番号 6-225 号は原案通り承認されました。
	議案第 2 号 非農地証明願の承認について
会長	続いて、議案第 2 号「非農地証明願の承認について」申請番号 6-229 号の 審議に移ります。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは、議案第 2 号「非農地証明願の承認について」申請番号 6-229 号の説明をいたします。 ・・・議案内容説明・・・
会長 永田農業委員	現地確認の報告を担当地区委員の森元農業委員さんお願いします。 担当地区委員の永田です。8 月 17 日土曜日、吉賀町の●●行政書士さん 土地家屋調査士の●●さんと現地を確認しました。場所については先程説 明にありましたが、永明寺と永太院の近くになります。蕪坂トンネルに抜 ける道がありますが、今はあまり通る人はいませんが、昔は畑迫に向けて 通っていたそうです。申請地はその参道の斜面に沿っており、草や蔓に覆 われており農地としての再生はとても困難な場所です。昔は段々畑であっ たのではないかと土地家屋調査士さんも言うておられました。昭和の頃か らこの辺は耕作しておらなかったそうです。現在は山林化して境も分から ない状態で農地への復旧は困難であることを確認しました。以上です。
会長	ありがとうございました。それでは質疑を受けます。
会長	質疑ありませんか。
委員	無し
会長	それでは質疑を打ち切ります。申請番号 6-229 号について承認される方は 挙手をお願いします。
委員 会長	全員挙手 全員挙手です。議案第 1 号「非農地証明願の承認について」申請番号 6-229 号は原案通り承認されました。
会長	続いて、報告第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定に基づ く届出」について報告をお願いします。
事務局	それでは、報告第 1 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号の規定に基 づく届出」について受付番号 6-215 号から 6-218 号は関連しているので

会長 委員	一括して報告いたします。 ・ ・ ・ 報告内容説明 ・ ・ ・ 何か質問はありませんか。 無し
会長	本日提案された議案は以上でございます。